

# 山口大学大学院東アジア研究科危機管理マニュアル〔学生版〕案

## 1 趣旨

このマニュアルは、国立大学法人山口大学危機管理指針に基づき、山口大学大学院東アジア研究科（以下「本研究科」という。）の学生、教職員及び外来者の生命財産の安全を図ると共に、本研究科の施設設備を適正に維持し、もって業務の円滑な遂行を図るための行動を示すものである。

なお、本マニュアルは、各種危機への予防、発生時への対応及び緊急連絡網を総合列記したもので、詳細版が必要な個々の危機管理に関しては別途定める。

## 2 予防対応

### (1) 共通事項

ア 建物や部屋の施錠は厳重にする。（人文学部棟内・研究1号館2階）

- ・本研究科の学生及び教職員は、自ら使用し、又は管理する本研究科の施設設備に関して、適正かつ丁寧に扱うようにすること。
- ・各室の施錠鍵は、各人が責任を持って厳重に保管管理すること。

イ 廊下及び屋外の設置物品は極力排除する。

- ・廊下の物品は、極力室内へ移動すると共に、不用物品は指定された時期に廃棄すること。
- ・教職員は、所掌区域の定期的な共同巡回を行い、適正な設置に努めること。

ウ 不審者等の入構を阻止又は排除する。

- ・本研究科内への不審者の侵入を防ぐため、本研究科の学生及び教職員は、指定された名札・身分証の携帯を義務づけると共に、他者に対して名札・身分証の提示を求めることができる。
- ・本研究科の学生は、本研究科内で不審な行動をする者又は見かけない人物を発見したときは、隣人その他と連携して質問等の確認作業を行うと共に、必要に応じて教職員、管理部門等へ通報の上、不審者等の排除に協力すること。

エ 緊急連絡網の名簿等の所持

- ・教職員は、緊急時に自宅、大学、その他の場所で即応できるよう、緊急連絡用の名簿等を所持すると共に、携帯電話登録など必要な体制をしておくこと。

オ 緊急避難場所（入学試験時など別途定める場合を除く。）

- ・第一次避難場所は、人文学部棟南側のハンドボール場（人文学部棟使用者）、及び第一、第二体育館前広場（研究1号館2階使用者）を中心としたその周辺とする。
- ・各自が避難又は避難誘導するときは、身近な階段を使用して先ず屋外に退出し、次いで第一避難場所に集合の上、指示を待つこと。なお、退出の際、エレベーターは使用しないこと。

- ・第一次避難場所も危険な場合は、さらに遠隔の適宜避難場所に退避し、後刻集合場所の連絡を待つものとする。

#### カ 防災等訓練

- ・地震、火災、爆発、入試妨害などの危機に対して、本研究科の学生及び教職員が一体となって行動できるよう、適宜な想定の下に防災等の訓練を実施すること。
- ・防災等の訓練実績を点検評価し、危機管理室のあり方、本マニュアルの見直しなどの改善を図ること。

#### キ 危機管理室の設置等

- ・研究科長（研究科長が不在のときは副研究科長とする。以下同じ。）は、各種災害、事件、事故等による危機が発生し、又は発生の恐れがあると判断したときは、必要に応じ「危機管理室」を設置する。
- ・危機管理室は、研究科長を室長とし、副研究科長、経済学部事務長、経済学部事務長補佐で組織し、危機の内容に応じて講座主任等を加えるものとする。
- ・研究科長は、強いリーダーシップの下に効率的な情報収集、分析、対応、報告等を迅速に行い、ダメージを可能な限り最小限にとどめること。
- ・研究科長は、各種災害、事件、事故等に対応するため必要と認めるときは、本研究科の教職員を非常招集することができる。
- ・非常召集された者は、可能な限り協力すること。
- ・危機管理の実行に当たって緊急に必要な場所、設備、器具、資金等の調達、借用等は、事後承諾で足りるものとする。
- ・本研究科の学生及び教職員は、危機管理室の指示に従い、対応並びに行動を行うこと。

### (2) 地震

- ア 倒壊及び落下の恐れがある高所には、物品の設置、集積を行わないこと。
- イ 本棚、書庫、実験機器など丈の高い家具及び機器類は、倒壊防止措置を施すこと。

### (3) 台風

- ア 本研究科の学生に対しては、共通教育の履修の手引「2台風時に伴う授業及び定期試験の取扱い」に基づき措置を執るので、その内容を熟知しておくこと。
- イ 教職員にあっては、出勤が著しく困難又は困難になると見込まれる場合に限り、出勤を見合わせる。（暫定）

### (4) 火災・爆発等

- ア 喫煙は、指定された場所以外で行わないこと。
- イ 延焼防止扉周辺には、作動に支障があるため物品を置かないこと。

### (5) 国内・国外における学外調査実習及びRA中における傷病，事故発生

- ア 国外における学外調査実習・RAを行う場合は、事前に所定の届出を行った上、実施すること。

- イ 国内・国外における学外調査実習・R Aを行う場合は、不測の事態に備えて携帯電話を携帯するなどし、指導教員等に対して定時連絡方法をあらかじめ定めておくこと。
- ウ 国内・国外における学外調査実習・R Aを計画するときは、実習先近傍の医療機関をあらかじめ確認しておくこと。
- エ 国外における学外調査実習・R Aを計画するときは、その国に関する医療状況、衛生状況、治安状況等あらかじめ調べておくこと。
- オ 国外における学外調査実習・R Aを計画するときは、不測の事態に備えて海外旅行傷害保険等に参加するよう指導すること。

#### (6) 夜間・休日における学生問題

- ア 平素から教育、研究活動について、学生の本分を逸脱せぬよう、指導に努めること。
- イ 指導に当たっては、必要に応じて家庭との連携などを含めて効果的に行うこと。

#### (7) 漏電、漏水、ガス漏れ、停電、断水等

- ア 定期点検は確実に実施し、必要な補修整備に努めること。
- イ 警報が発報したときは、各建物の管理係又は緊急連絡先へ直ちに連絡すること。
- ウ ガス類の使用場所は、必ず検知器を設置すること。

#### (8) 学内情報通信網への対応

- ア 学内情報通信網を利用する者は、学内情報通信網利用共有者としての自覚を持ち、メディア基盤センターが定める通信使用上の規定、その他使用上の心得を遵守し、第三者に迷惑をかけないように、安全かつ適正に使用すること。
- イ 学内情報通信網を利用する者は、ウィルス感染予防対策が不十分な通信機器を使用しないこと。

### 3 対応措置（危機管理）

#### (1) 地震

- ア 先ず自身の安全を確保し、使用中の火気やガスは直ちに止めること。特にガスは、可能な限り元栓を締めること。
- イ 屋外退避を要する場合は、付近に負傷した者がいないか確認し、安全に退出すること。
- ウ 所定の集合場所で、知人との安否確認を行い、独断の軽々しい搜索は慎むこと。
- エ 集合確認後の対応は、組織として行動すること。
- オ 研究科長は、速やかに危機管理室を設置すること。

#### (2) 台風

- ア 大学への通学を前にして台風来襲が予想されるとき（学生）  
山口県中部地区において暴風警報が発令された場合、吉田キャンパスの授業及び定期試験については、発令された時刻の次時限の授業から休講となる。ただし、

警報が解除された時刻に基づいて、吉田キャンパスの授業及び定期試験は、以下のように措置される。

- ・ 午前7時現在 警報が解除されている場合 終日授業等は実施
- ・ " " 解除されていない場合 午前中の授業等は休講
- ・ 午前11時現在 " 解除されている場合 午後の授業等は実施
- ・ " " 解除されていない場合 午後の授業等は休講

したがって、学生はマスメディア等で警報の発令状況等を確認すること。

- イ 大学への出勤を前にして次の状態であるとき（教職員）  
出勤時間帯に暴風警報が発令され、かつ、出勤が困難（交通遮断、樹木等の倒壊、飛来物による危険、雨水の氾濫その他出勤に当たって困難と予想される場合）であると判断したときは、出勤を見合わせる。（暫定）
- ウ 学生又は教職員を問わず、大学内滞在中に台風が急接近した場合は、研究科長の指示に基づいて対応、行動すること。
- エ 本研究科の教職員は、台風の来襲によって授業及び勤務に支障があると予想される場合、危機管理室の設置を研究科長に進言すること。

### (3) 火災、爆発等

- ア 火災等発生当事者又は発見者は、躊躇せず、直ちに近傍の者に大声で危険を知らせ、火災報知器を作動させると共に、消防署並びに人文学部棟及び研究1号館の各建物管理係（以下「関係建物管理係」という。）に場所と状況を知らせること。
- イ 関係建物管理係は、現場を確認し、非常放送で館内に周知すると共に、消防署への再確認通報、研究科長、門衛所等に通報すること。
- ウ 警報で火災等の発生を聞いた者は、負傷者の救済をしながら退避すると共に、逃げ遅れの者が生じないように、付近に声掛けをしながら安全路を確認し避難すること。
- エ 火災等発生当事者、発見者その他退避者等で、火災等の延焼が遅く、安全が十分に確保できるときに限り、近傍の消火器具を用いて消火を試みる。ただし、危険と察知したときは、躊躇なく退避すること。
- オ 火災等発生当事者又は発見者は、退避後直ちに関係建物管理係に火災発生の原因、発見時の状況等を報告すること。
- カ 火災等が発生し、所定の緊急避難場所に退避したときは、指示があるまでその場に待機し、安否確認が済むまで独断行動を慎むこと。
- キ 負傷した者で救護施設に急ぎ赴く場合は、自らの氏名を付近の确实な者に告げた上、移動すること。
- ク 自らは負傷がなく、若しくは軽傷の者で、近傍に重傷者がいる場合は、本人とその重傷者の氏名を付近の确实な者に告げた上、速やかに救護施設に搬送すること。
- ケ 関係建物管理係は、通報者からの連絡又は警報音の発生があったときは直ちに所定連絡など、概ね次の措置を講じて対策に当たること。

火災警報盤に急行のうえ場所を確認する。

役割分担（緊急連絡、現場状況確認、館内非常放送、消防署への通報等）

事実の大まかな把握（場所、消防署等への連絡有無、人身傷害の有無等）

危機管理室の業務補助（本部連絡、消火、救護、確認、搬送、復旧等）

- コ 夜間若しくは休日に研究科又は近隣部局で火災等が発生した旨の連絡があったときは、研究科長、関係建物管理係等は速やかに集合し、対策に当たること。

#### (4) 国内・国外における学外調査実習及びR A中における傷病，事故発生

- ア 国内・国外における学外調査実習及びR A中に誤って傷病若しくは事故を被った当事者、発見者又は同行者は、次の処置を執ること。

緊急を要する場合は、近傍の医療機関で応急の処置を執ること。

速やかに経済学部大学院係に傷病，事故発生の原因、状況等を報告すること。

- イ 経済学部大学院係は、報告を基に概ね次の措置を講じて対策に当たること。

関係者の把握、研究科長、講座主任、指導教員ほか関係必要部署への連絡。

事実の大まかな把握（傷病者、事故被害者，場所、傷病または怪我の程度、医療機関名等）

危機管理室の業務補助（状況把握、報告、安全管理委員への連絡、救済措置等）

#### (5) 夜間・休日における学生に係わる事件、交通事故等

- ア 経済学部大学院係、講座主任等は、夜間、休日において、本研究科の学生が関係する事件、交通事故その他緊急問題が生じ、警察署等から連絡が入った場合で次のすべての事項に該当する場合は、翌日又は休日明け、研究科において学生本人から事情報告を受けることが出来るよう、関係者と連携し必要な措置をすること。

- ・本研究科の学生が事件、事故の当事者又は被害者で、その処理にあたって緊急性がなく、人命に係わらない軽微なとき。
- ・大学近傍に近親者が居住し、当該近親者が警察に出向いて学生の引き取りが可能なきとき。
- ・事件、事故の事後処置を当該近親者に託しても差し支えないとき。

- イ 上記の場合を除き、経済学部大学院係、講座主任等は、本研究科の学生が関係する事件、交通事故その他緊急問題が生じ、警察署等から連絡が入った場合は、直ちに関係者と連携し、適宜な者が警察署等などに出向き、学生の引き取り、傷病等の状況、加害者又は被害者の確認、近親者への連絡、原因、その他簡単な事情聴取等を行うと共に、翌日又は休日明けに学生本人等から再度事情報告を受けるなど、必要な措置をすること。

- ウ 警察署等などに出向き、本研究科の学生が関係する事件、交通事故その他緊急問題が生じた旨の連絡を受けた者及び事情聴取等を行った者は、次に掲げる場合は直ちに、その他の場合は翌日又は休日明けに研究科長へ連絡をし、学生の措置、今後の対応など、必要な措置をすること。

- ・事件・事故が学生又は第三者の人命に係わる場合

- ・事件・事故が大学の品位を著しく傷つけた場合又はその恐れがある場合
- エ 経済学部大学院係は、警察署等からの連絡に基づき、次の措置を講じて対策に当たること。

関係者の把握及び連絡

事実の大まかな把握（傷病者、場所、傷病の程度、医療機関名等）

危機管理室の業務補助（状況把握、報告、救済措置等）

#### (6) 平日における学生に係わる事件、交通事故等

- ア 経済学部大学院係、講座主任等は、平日の通常の勤務時間内において、本研究科学生が関係する事件、交通事故その他緊急問題が生じ、警察署等から連絡が入った場合は、直ちに関係者と連携し、適宜な者が警察署等に出向き、学生の引き取り、傷病等の状況、加害者又は被害者の確認、近親者への連絡、原因、その他簡単な事情聴取等を行うなど必要な措置をすること。

- イ 経済学部大学院係は、警察署等からの連絡に基づき、次の措置を講じて対策に当たること。

関係者の把握及び連絡

事実の把握（傷病者、場所、傷病の程度、医療機関名等）

危機管理室の業務補助（状況把握、報告、救済措置等）

#### (7) 停電、断水、漏水、ガス漏れ等の発生

- ア 停電及び電気配電盤異常発報

- ・予定外停電が発生したときは、関係建物管理係は直ちに原因、復旧の予定、対策等を本部設備課電気係に問い合わせ、復旧に時間を要する場合は速やかに使送による広報、電話等で周知連絡をすること。（人文学部棟及び研究1号館を含む。）
- ・本研究科の学生及び教職員は、他棟の照明などで自棟のみ停電であることが分かったとき又は電気配電盤から異常発報があったときは、直ちに関係建物管理係に通報し、復旧及び対策の連絡を待つと共に、現場の安全、保全に努めること。
- ・関係建物管理係は、停電及び電気配電盤異常発報に伴って本研究科の教育研究の遂行上、著しく支障が生じる可能性があるると判断した場合、速やかに危機管理室の設置を研究科長に進言すること。

- イ 断水、漏水等

- ・本研究科の学生及び教職員は、本研究科建物内及び敷地内外における予定外の断水、漏水等を発見したときは、直ちに関係建物管理係に通報し、復旧及び対策連絡を待つと共に、現場の安全、保全に努めること。
- ・関係建物管理係は、直ちに原因究明、復旧の予定、対策等を本部設備課機械設備係と連携のうえ実施すると共に、復旧に時間を要する場合は速やかに館内放送、メール、プレハブ棟へは使送等で周知連絡をすること。
- ・関係建物管理係は、断水、漏水等に伴って本研究科の教育研究の遂行上、著しく

支障が生じる可能性があるとして判断した場合、速やかに危機管理室の設置を研究科長に進言すること。

ウ ガス漏れその他緊急を要する場合

- ・本研究科の学生及び教職員は、本研究科内で都市ガスなど引火性のガス漏れその他これに類する緊急事態を発見したときは、躊躇せず、直ちに近傍の者に大声で危険を知らせながら退避し、安全路が確保でき次第、火災報知器を作動すると共に、消防署及び関係建物管理係に場所と状況を知らせること。
- ・連絡を受けた関係建物管理係は、状況を確認した上、直ちに館内放送、消防署への再確認通報、ガス会社等への通報、本部施設課機械設備係へ連絡すると共に、危機管理室の設置を研究科長に進言すること。

**(8) 電話、学内情報通信網の不通又は障害の発生**

ア 電話

- ・電話機に関するトラブル（不通又は障害。以下本項において同じ。）が発生したときは、設置場所、電話番号、トラブルの内容その他参考状況を把握の上、関係建物管理係に申し出ること。
- ・関係建物管理係は、トラブルが単一のものか広範囲にわたるものか、その他トラブルの状況を把握の上、本部経理課経理係、資産管理係等と連携し、速やかに対応すること。
- ・関係建物管理係は、トラブルが広範囲にわたる場合、研究科長に報告の上、館内放送、学内連絡メール等でトラブルの状況、対応状況を周知連絡すること。

イ 学内情報通信網

- ・電子メール、インターネット利用など学内情報通信網によるトラブルが生じたときは、設置場所、活用機器、トラブルの内容その他参考状況を把握の上、大学院係に申し出ること。
- ・ウィルス感染が判明したときは、別途メディア基盤センターの取扱い（例 センターにおいて感染が判明した機器は、被害の拡大を防ぐため通信使用を自動的にカットする。）に従うこととし、各使用者は所掌の機器のウィルス駆除を行った後、通信使用を行うこと。
- ・大学院係は、トラブルの状況を把握の上、メディア基盤センターと連携し、速やかに対応すること。
- ・大学院係は、トラブルが学部の広範囲にわたる場合、研究科長に報告の上、館内放送、電話連絡等でトラブルの状況、対応状況を周知連絡すること。

**(9) 紛失、盗難等の発生**

- ア 本研究科の学生で、各研究室内で自らが所有する金品・物品等について紛失、盗難等が発生したときは、現場を保存すると共に速やかに指導教員又は経済学部大

学院係に届け出て、発生時期、場所、当該金品・物品等の外見、その他発生時の状況等を詳しく説明すること。

- イ 指導教員又は経済学部大学院係は、学生からの届出に対して直ちに調査した上、講座主任、副研究科長及び研究科長に報告して、その指示に従うこと。
- ウ 本研究科の教職員で、学部内で自らが所有又は管理する金品・物品等について紛失、盗難等が発生したときは、現場を保存すると共に発生時期、場所、当該金品・物品等の外見、その他発生時の状況等を速やかに経済学部事務長又は研究科長に届け出て、その指示に従うこと。

(10) その他

- ア 以上のマニュアルは、基本的なものであり、緊急時にあってこれ以外に最善の処置があればそれに従うこととする。
- イ また、以上の事例のほかに緊急的な事例が生じた場合は、類似例に沿って対応すると共に、必要により最善の処置を執ることとする。

附 記

本マニュアルは、平成17年12月1日から実施する。